スクワイヤーズ長官がPTAB審理開始判断に関する運用の変更予定を説明

2026年10月2日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOスクワイヤーズ長官は、9月29日に開催された上院の司法委員会知的財産小委員会の公聴会において、2025年10月に公表、開始された特許審判部（PTAB）における審理開始決定に係る判断プロセスについて運用の変更を予定している旨説明した[1]。

2025年10月、スクワイヤーズ長官は、PTAB審理開始決定手続に関する審判官向けのメモを公表[2]した。同メモでは、PTABにおける全ての当事者系レビュー（IPR）・付与後レビュー（PGR）の審理開始決定に関する権限をUSPTO長官に集約・一本化し、①裁量要素、②実体要素・法定要素ともに、3名以上の審判官と協議した上で長官が決定することとされていた。
スクワイヤーズ長官は、公聴会のPTABにおける運用変更に関する質疑の中で、特許審査部とPTABとの連携の下で実施されている研修プログラム（LOOP）[3]が相互理解の醸成、特許審査の品質向上に貢献しているとした上で、審理開始決定手続に関して、上述の②実体要素・法定要素に基づく判断については、PTAB審判官が行うよう運用変更[4]を予定している旨説明した。

また、公聴会では、2025年10月に意見募集が実施されたIPR手続に関する規則改正案[5]に関しても、その後の検討状況について質疑が行われた。紛争の一回的解決を目的として審理開始要件の新設を提案する同改正案に関して、スクワイヤーズ長官は、寄せられた11,000件を超える意見についてUSPTOにおける確認プロセスは完了しており、現在は、行政管理予算局（OMB）による確認・フィードバックを待っている状況にある旨説明した。

なお、スクワイヤーズ長官は、公聴会の中で、米国発明法（AIA）に基づき認められているUSPTOによる特許・商標関連手数料の設定権限（直近の改正[6]により、現時点では12月11日に満了予定）の意義・重要性についても訴えた。

（以上）

---

[1] 公聴会「Oversight of the United States Patent and Trademark Office」
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251019.pdf
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260303.pdf
[4] ①裁量要素に基づく判断については、引き続きUSPTO長官により実施される予定
[5] 脚注2参照
[6] https://www.congress.gov/119/plaws/publ103/PLAW-119publ103.pdf